

# 専用タブレット型端末をお貸しします。

これまでの防災行政無線では、戸別受信機を全戸に無償貸与していましたが、新しい防災情報伝達システムでは、皆様がお持ちのスマートフォンやメール機能のある携帯電話を利用して、防災情報や行政放送、自治会放送を配信します。

スマートフォンやメール機能のある携帯電話をお持ちでない市民の方を対象に、**初期費用と月々の通信料は自己負担ですが専用タブレット型端末を無料で貸し出します。**については、専用タブレットを希望される方は、以下の要件を確認した上で申込書の提出をお願いします。



**注意:**専用タブレットは、防災情報伝達システム専用の端末です。

一般のインターネットなどに通信することはできません。

●**申込書提出先:**

ファックスの場合・FAX 53-5149

直接提出の場合・最寄りの庁舎の自治振興課窓口へ

**防災情報伝達システムタブレット型端末**

●**貸し出し対象者:**

米原市に住民登録がある希望する世帯

(1世帯1台限り)

●**画面サイズ:**約8~10inch

●**主な機能:**市からの防災情報、行政情報、自治会からのお知らせが受信可能

●**初期費用:**

登録手数料 3,300 円

保証金 2,200 円(解約時に返金します。)

計 5,500 円(申込時に1回限り)(税込)

●**通信料:**月々1,100 円(税込)

●**初期費用、通信料の支払方法:**口座振替のみ

●**タブレット配布時期:**平成 29 年 11~12 月頃

●**申込書提出後の手続き:**以下の申込書を提出された方に貸与申請書と口座振替依頼書等を郵送しますので、提出してください。

**お問い合わせ**

〒521-8501 米原市米原 1016 番地

米原市役所 防災危機管理課

TEL0749-53-5161/FAX0749-53-5149

※キリトリ※

## 防災情報伝達システム 専用タブレット貸出申込書

ふりがな			
氏名			
住所	〒		
電話番号		自治会名	
備考			
	事務局使用欄		